

平成 26 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査…………… 1

平成 2 7 年 2 月 2 3 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

平成27年2月23日 月曜日

午前11時02分開議

午前11時33分閉議（実時間 31分）

○本日の会議に付した案件

1. 所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査

（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○本日の会議に出席した者

委員長	成 松 由紀夫 君
副委員長	太 田 広 則 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	庄 野 末 藏 君
委員	古 嶋 津 義 君
委員	前 川 祥 子 君
委員	山 本 幸 廣 君
委員	幸 村 香代子 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者 君

○説明員等委員（議）員外出席者

環境部長	本 村 秀 一 君
環境センター建設課長	山 口 剛 君

○記録担当書記 松 本 和 美 君

（午前11時02分 開会）

○委員長（成松由紀夫君） それでは、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

◎所管事務調査

- ・生活環境に関する諸問題の調査（八代市環境センター建設事業の進捗状況について）

○委員長（成松由紀夫君） 本日は、生活環境に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

それでは、八代市環境センター建設事業の進捗状況について、執行部から発言の申し出がありますので、これを許します。

本村環境部長。

○環境部長（本村秀一君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

本日は、臨時の建設環境委員会を開催さしていただきまして、まことにありがとうございます。本日の案件につきましては、八代市環境センター建設事業の進捗状況についてでございます。

先月、1月30日に開催していただきました建設環境委員会におきましては、基本協定書などについて御説明、御報告をさせていただいたところでございますが、本日は主に、八代市環境センター施設整備・運営事業の基本契約について、御説明、御報告をさせていただきます。

内容につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○環境センター建設課長（山口 剛君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） 山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境センター建設課の山口でございます。

八代市環境センター建設事業の進捗状況について御報告いたします。座って報告させていた

できます。

○委員長（成松由紀夫君） どうぞ。

○環境センター建設課長（山口 剛君） 資料のほうですが、建設環境委員会（所管事務調査資料）でございます。

本日の報告事項につきましては、1点目、八代市環境センター施設整備・運営事業基本契約について、2点目、その他（建設請負契約以外）の契約概要についてでございます。

それでは、資料1のほうをお願いいたします。

八代市環境センター施設整備・運営事業基本契約についてでございます。

まず、前回の1月30日の建設環境委員会で御説明いたしました基本協定を、八代市と日立造船株式会社グループとの間で2月2日付で締結いたしました。この基本協定に従いまして、構成員が本事業に係る運営業務等を行わせることを目的とした運営事業者を設立いたしました。この後、本事業の全般にわたる事項及び本事業に係る当事者間の基本的事項について合意するために、本基本契約を2月10日付で仮契約として締結をしたものでございます。

契約の相手方としましては、代表企業であります日立造船株式会社、構成員でありますニチゾウ九州サービス株式会社、協力企業であります宇部興産株式会社、太平洋セメント株式会社、三菱マテリアル株式会社、三池精錬株式会社、株式会社福岡建設、松木運輸株式会社、藤澤環境開発株式会社、横場工業株式会社及び今回設立されました運営事業者であります八代環境テクノロジー株式会社の11社でございます。

契約の締結につきましては、先ほども申しましたけれども、仮契約として締結しておりまして、この後、建設請負契約について八代市議会におきまして議決されたときに正式締結となるものでございます。

次に、本契約の対象となる事業の表示として、

1、事業名、2、事業場所を記載しております。

それから、3に本契約に付随する契約としまして、建設請負契約、運営委託契約、残渣運搬業務委託契約、残渣資源化業務委託契約の4種類でございます。それぞれの契約につきましても、基本契約と同日付で仮契約を締結しております。

4は、それぞれの契約の期間でございます。基本契約及び運営委託契約、残渣運搬業務委託契約、残渣資源化業務委託契約につきましては、事業契約締結日から平成50年3月31日までとし、建設請負契約につきましては、事業契約締結日から平成30年3月31日までとしております。

2枚めくっていただきますと、本契約の目次と、次のページから3ページほどを用語の定義となっております。こちらの部分は省略させていただきますと思います。

2枚めくっていただきますと、下のほうに、ここからページ番号振ってございまして、1ページと表示をされておりますけれども、ここからが本文となっております。

まず、頭書きの前段部分は、先ほど説明いたしました契約締結までの経緯となっております。その後半部分では、本基本契約並びに建設請負契約、運営委託契約、残渣運搬業務委託契約、残渣資源化業務委託契約が不可分一体なものとして、事業契約を構成することを発注者および各受注者で確認をしたものでございます。

第1条に本契約の目的として、発注者及び受注者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることとしております。

第3条には、事業の概要や日程等を別紙1に示すとおりとしております。別紙1が9ページのほうにありますので9ページのほうをお願いいたします。その中で、1の概要については省略させていただきます。

2に日程のほうを記載しております。

まず、(1)の事業契約締結後、(2)で設計施工業務に着手をいたします。(3)で設計業務の完了を、基本設計と実施設計を行いますエネルギー回収推進施設、マテリアルリサイクル施設等につきましては、平成28年3月31日。管理棟、車庫棟、洗車棟、緑地エリア等の基本設計のみの箇所につきましては、平成27年9月30日までとしております。次に(4)で施工を行いますエネルギー回収推進施設の施工終了を平成30年3月31日。(5)と(6)では、運營業務、残渣資源化業務と残渣運搬業務の開始日を平成30年4月1日、業務の終了を20年後の平成50年3月31日をしております。

10ページには、施設の概要として、受注者が設計施工・運営を行う施設としてエネルギー回収推進施設、計量・受付棟と、受注者が設計のみを行う施設としてマテリアルリサイクル推進施設、外構施設、管理棟、緑地エリア、車庫棟、洗車棟としておりまして、ともに供用開始を平成30年4月としておるところです。

もう一度、1ページに返っていただきます。

その中で、第4条は確認誓約事項となっております。運営事業者の設立および運営について、構成員が事業期間にわたって維持される事項について確認し誓約するものでございます。

3ページをお願いいたします。

第5条に役割分担として、別紙3により業務実施責任を負うものとしております。そこで、別紙3が16ページにございますので、こちらをお願いします。

この図は、基本協定のときに御説明いたしました図と同じでございます。八代市と代表企業、構成員、協力企業がこの体系図による役割分担のもと、業務を実施するための、それぞれの契約を締結をするものでございます。

もう一度3ページをお願いいたします。

第8条から4ページの第10条までは、運營業務、残渣運搬業務、残渣資源化業務における

契約保証金や業務を実施するための人員の確保の責務について定めたものでございます。

5ページをお願いいたします。

第13条に事業者間の調整として、その3に、残渣運搬事業者が残渣運搬業務委託契約を履行することができなくなり、他の事業者に運搬を代替させる必要があるとき、運営事業者が、他の残渣運搬事業者を提案することとして、落札者は、運営事業者の提案提出に協力するというものと規定をしております。

また4では、同様に残渣資源化事業者について記載をしたものでございます。

5では、残渣の量または性状が入札書類の提案によって計画された量や性状から著しく増減、逸脱した場合に、その状態が将来にわたって継続すると認められる場合は、発注者、運営事業者、残渣運搬事業者、残渣資源化事業者の4者で協議するというようにしております。

15条では、運営事業者の経営計画の提出についての取り決めでございます。

6ページの第16条から18条は、本契約に基づく権利義務の譲渡禁止についてでございます。それと、秘密情報等の漏えい禁止についての取り決めでございます。

7ページをお願いいたします。

第19条では、本事業の入札に関して、独占禁止法に違反行為があったとして公正取引委員会より排除措置命令または審決が確定した場合などにおいて、違約金の額について及び第20条では、受注者のいずれか、または受注者のいずれかが代理人、支配人その他使用人もしくは入札代理人として使用していた者が、本事業の入札に関し、暴力団等との関与等、(1)から(5)までの項目に該当すると認められた場合の違約金について記載をしたものでございます。

最後に8ページになりますが、本契約の有効期限としましては、契約締結の日から運営期間終了の日としておりますが、先ほどの19条及

び20条に該当した場合などにつきましては、発注者が受注者に対し書面で通知をすることにより契約の解除ができるとしております。

以上が、基本契約の主な内容でございます。

続きまして、その他の契約概要について説明をさせていただきます。

資料2-1、1枚ものですが、こちらのほうをお願いします。

今回、基本契約に付随する契約についてまとめたものでございます。番号2の建設請負契約の説明は、省略をさせていただきます。

3番が運営委託契約、4番、5番、6番が残渣運搬業務委託契約、7番、8番、9番、10番が残渣資源化業務委託契約となっております。請負代金につきましては、3番から10番までの8契約につきましては、平成30年から平成50年までの20年間の総額でございます。また、残渣運搬業務委託契約と残渣資源化業務委託契約の委託料は、処理単価に計画運搬料又は、計画搬入量に乗じて算出した額となっております。

資料2-2のほうをお願いいたします。ありましたでしょうか。

運営委託契約の概要でございます。

1章から裏面の第11章までの項目に関して契約を行ったものでございますが、特に、この中で御説明しときますのが、第4章、ごみの量及びごみの質の変動による対応については、ごみの量が、八代市が提示しております計画処理量に対し増減する場合は、変動費の処理単価をもって変動費を算出するというようにしております。この場合の変動費とは、電気使用料金、灯油などの燃料費、薬品費などでございます。

また、6章の委託料に関しましては、年1回、改定するための確認を行いまして、消費者物価指数の変動を考慮し、委託料の変動がプラスマイナス1.5パーセントを超過する場合に、委託料の改定を行うということにしております。

次に、資料の2-3でございます。

残渣運搬業務委託契約の概要でございます。

1章から8章までの項目に関し、契約を行ったものでございますが、その中で、第4章、委託料の改定に関しましては、業務履行期間の始期の前年度と業務履行期間の各年度に1回、実勢価格を参考として委託者と受託者が協議して単価を定めるとしております。ただし、受託者は実勢価格の参考となる合理的資料を提出しなければならないとしているところです。

次に、資料2-4でございます。

残渣資源化業務委託契約の概要でございます。

1章から8章までの項目に関し、契約を行ったものですが、その中で、第2章の残渣資源化業務において処理できない場合の措置につきましては、まず、残渣の資源化ができない場合及びそのおそれがあると認められた場合は、その旨を直ちに委託者へ報告するとともに、その原因を自費により調査をしなければならないとしております。その結果、資源化できないときは、他の事業者をして代替施設における残渣資源化に係る契約を締結させるよう努力すると規定しております。この場合に発生しました追加費用は、受託者の負担となるところです。

また、第4章の委託料の改定に関しましては、業務履行期間の始期の前年度と業務履行期間の各年度に1回、実勢価格を参考として、委託者と受託者が協議して単価を定めるとしております。

以下の内容は先ほど説明いたしました、運搬業務委託の取り扱いと同じでございます。

以上が、その他の契約の概要でございます。御報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（成松由紀夫君） はい、それでは本件について、何か質疑、御意見等はございませんか。ございませんか。

○委員（古嶋津義君） 委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 先ほど委員長から申されましたが、ちょっと意味が理解できないので、もう少しかみ砕いてお願いをしたいと思います。

○委員長（成松由紀夫君） はい。質問ですね。要するに、上程議案が議案第25号に出ておりますので、その事前審査に当たらない範囲で行っていただければ大丈夫です。その範囲以外でありましたならば。まずい質問でしたら、そこでとめますので、自由にまずやられてみてください。

○委員（古嶋津義君） そうですか。はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） まずは、20年間の契約ということですが、今、氷川町にあります、クリーンセンターが、築16年なんですけど、今延命化を図って、最低あと10年はもてようということですが、もし、この環境センターのですね、20年ということですが、それ以上延命化を図った場合は、残渣の部分はどのような形になっているんですか。

その辺は質問、よかったですか。

○委員長（成松由紀夫君） はい、大丈夫です。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい、委員長。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口環境センター建設課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） はい。20年後の残渣の処分についての御質問でございます。

20年が過ぎました後、一応現在の計画では、あと10年ほど、30年程度を目標に、今回の施設を使用したいと考えておるところですが、そこで、あと10年間にしましては、現在提案していただいとります、セメント資源化事業者さんから、お話を聞いていただくということしております。受け入れを前提に協議をする

ということで、提案をしていただいているところです。ただ、そのときの単価等につきましては、そのときの協議ということになっていくと思われます。

以上でございます。

○委員長（成松由紀夫君） よろしいですか。はい、古嶋委員。

○委員（古嶋津義君） 2つ目ですが、ここに、発注者から受注者からずっと、構成企業が書いてありますが、あと協力企業がありまして、わかるのですが、協力企業の中でですね、代表者名だけしかありませんが、役員名も少し出していただきたい。ちまたで変なうわさが出ておりますので。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） これに載っとります企業の役員名全てということではよろしゅうございますでしょうか。（委員古嶋津義君「はい」と呼ぶ）それにつきましては、御要求があれば、調べて後日ということをお願いをしたいと思いますが。

○委員長（成松由紀夫君） はい。後日でよろしいですか。

○委員（古嶋津義君） 後日っていうとあしたですか。日にちをしっかりと。曖昧な答弁でなくて、何日ということ。

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） もう一つ確認ですけれども、構成員から協力企業全てということではよろしゅうございますか。（委員古嶋津義君「協力企業だけで結構でございます。協力企業も、残渣を扱わずところがよかです。だから、福岡建設さんから下のほうを」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） はい、山口課長。

○環境センター建設課長（山口 剛君） 済みません。1週間ほど時間をいただければ助かりますけれども。（委員古嶋津義君「はい」と呼ぶ）

○委員長（成松由紀夫君） ただいま、古嶋委

員から資料請求の申し出がありました。

お諮りいたします。

本委員会として資料を請求することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

ほかに何かございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(成松由紀夫君) ほかになければ、以上で八代市環境センター建設事業の進捗状況についてを終了します。

ほかに当委員会の所管事務調査について、何かございませんか。はい、古嶋委員。

○委員(古嶋津義君) 少し外れてようございますか。

実は、この前、八代生活環境事務組合の議会がありまして、そのとき氷川町のほうから、ちょっと出ましてですね、そしてその後一般質問という形じゃなくて、藤本町長、うちの中村市長、そして私と氷川町のある議員さんと4名で、お話をさせて、このまま行けば、あそこがまだ10年ぐらいまだ延命化でもつとは思いますが、その後ですね、氷川町そのものがどうなるかということで、八代地域として考えればということで、その辺の協議はしてらっしゃるのか、ないのか。

○委員長(成松由紀夫君) 生活環境との協議について。はい、部長いきますか。はい、本村環境部長。

○環境部長(本村秀一君) はい。氷川町との協議はですね、今からやっぱり、センターをつくるに当たりましては、氷川町一部組合、八代市のほうのごみも、現在は鏡とか持って行きよりますので、今後はやっぱりいろいろとよく打ち合わせをして、いかないといけないというふうに思います。今後、連携をとりながらですね、お話をしていきたいなと思います。

○委員長(成松由紀夫君) よろしいですか。

その件はですね、以前から生活環境、今、古嶋委員も議長されとりますが、氷川町サイドのほうから、八代市の執行部の担当部のほうから、一方的に話し合いを切られたというようなですね、御相談もあっておりますので、是非そこは、氷川町とも生活環境とも連携を取りながら、執行部にはいろいろ調整に当たっていただきたいと思いますので、連携してですね。よろしくお願いします。

ほかに、ございませんか。

○委員(山本幸廣君) はい、今の件でちょっとよかね、委員長。

○委員長(成松由紀夫君) はい、山本委員。

○委員(山本幸廣君) これは、重要な問題からですね、一部の方でなくしてから、やはり、市長以下、全体の関係でも、管理者が氷川町で、うちは副ですからね。そこら当たりも含めて、管理者とも十分に協議をしながらですね、担当部だけの問題と捉えてたら、これは大変なことになりますからですね。何のためにこの環境センターを何十年かかって、八代市は計画をし、これがようやく花開くという状況になってきた中でですね、花が桜の花から梅の花から、また一緒になったってということじゃいけないわけですから、そこらについても、しっかり管理者、市長とですね、しっかり御検討、協議しながらですね、真剣に捉えてください。

今、古嶋委員、今言われたように、この問題は大変な問題ですよ。ですからですね、氷川町の町民の方々、八代市の市民の方々を含めた中で、延命の中でどうするかということは、過去に振り返った中で、そういう問題が八代市側も氷川町には提案した経緯があるわけですよ。ですから、その点については、十二分に慎重審議をしていただきたいということで、お願いをしておきます。

○委員長(成松由紀夫君) ほかに何かござい

ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（成松由紀夫君） なければ、以上で
本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、建設環境委員会を散会
いたします。

（午前 11 時 33 分 閉会）

八代市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定に
より署名する。

平成 27 年 2 月 23 日

建設環境委員会

委員長